（本號十面）　（明治三十年九月十一日　郵便信省認可）　明治二十八年九月十一日　第四千三百八十二號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には海號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿八年九月十一日　水曜日
舊暦乙未七月廿三日（辛酉）

日出午前五時二十一分
日入午後六時五十四分
月出午後九時二十六分
月入午前十一時五十分
滿潮午前九時四十分
滿潮午後九時二十分

（西暦一千八百九十五年）
二百五十四日
百十一日

年始より年末まで

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返廣する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上　七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢　十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筆に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず殊り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も事からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は面倒に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に到したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

自由渡航と定期航海

臺灣の自由渡航は目下一般に希望する所なれども其筋の特許を得たるもの〳〵外は人も船も自由の往復を許さゞる程の次第なれば況して定期航海の如き未だ其計畫さへも聞かず如何なる事情かは知らざれども殺機蓬々たる極の沙汰なりと云ふ可し或は草賊未だ鎮滅に就かず政府は正に征討の軍務に忙はしくして斯る事まで世話する暇なしと云はんかなれども人民の渡航は軍事に關係なし只だ彼れを許さへすれば鉄々勝手の方便を以て自由に運動す可し之が爲めに其筋の手段を煩はすの掛念はある可らず今や我軍隊は次第に南進して凡そ土地の一半は既に我統治の下に歸したり農民の移住なり事業なり究竟に餘地を存して内地人の渡航を禁ずるの理なし

官報

○陸軍省告示第十四號

臨時陸軍檢疫所中大阪府西成郡鶴嶋ニ在ル檢疫所ハ來ル十五日限リ閉鎖ス

明治二十八年九月十日　陸軍大臣　侯爵大山巌

○遞信省告示第百三十九號

本月十日ヨリ在清國天津本邦領事館事務取扱ヲ開始ス

明治二十八年九月十日　遞信大臣　子爵榎本武揚

○第二豫備金支出

明治二十八年度第二豫備金ヨリ左ノ通リ支出ス

第七回

一金一萬六千四百七十圓十三錢　朝鮮事件費

一金一四萬千六百七十四圓七十三錢　臨時動章勳記製造費

一金三百三十七圓五十錢　佛領病豫防費

清國及朝鮮國トノ交渉事件ノ爲メ臨時費ノ增額ヲ要セヤトリシト其他一件ニ於テ其筋ノ手段ヲ以テ自由運動ノ費ヲ以テ前記金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀主務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本年八月中勅裁ヲ得タリ

明治二十八年九月十日　大藏大臣　子爵渡邊國武

雜報

○加奈陀水力電氣の三大計畫　其第一はウランド勢力供給會社にして其特許狀はナイアガラ河より無制限の力を引用するみとを許したり此會社は掘割に依て水を其源なるナイアガラ河より四五哩隔へ流れてナイアガラ瀑布の上にてナイアガラ河に合せり）の河口にまで至らしめ途中に在るソーロルドの山頂に横向きに一本の掘割を開鑿し其長さは各々五千馬力を發生するに足る風輪水車六十を凑ひ得るはもならしめんと計畫せり即ち其發生力の全量は三十萬馬力にして（ナイアガラ瀑布會社の計畫に係る發生力二十萬馬力よりも尚ほ多きみと十萬馬力なり此會社は果して彼のナイアガラ瀑布會社と其實同體なりと云ふ加奈陀の某會社の謂なるや若し然らんには最初の計畫たりし力量二十五萬馬力に五萬馬力增したるなり若し又別の會社ならんには四十五萬に三十萬を增して七十五萬馬力となれるなり彼の加奈陀某會社と此會社とは場所みを似寄りたれ彼は各々十二萬五千馬力の輪坑二箇を造ると云ひ此れは又五千馬力の風輪水車六十を設ると云ふ甚だ設計の異るものあり、去年五月六日及び八日の時事新報社説參看）此計畫の成就したらん其日には バッフアロー市と一華對水のオンテーリヲ州フォート エリーに於て一馬力一年六弗の割合を以て動力を供給するに至る可し第二の計畫はハンバ河々水の利用にて毎日十時間に六萬八千五百九十五馬力を供給する割合なり第三はモンツォール府の上、五哩に在るラシーヌ急流を利用して高さ八呎の落水に廻轉する風輪水車六十六を造り七千九百二十馬力を得る計畫なりと云ふ

○英清の軍艦と獨逸の商船　獨逸ステッチンのヴォルカン會社に於て新造中なりし支那の水雷砲艦は近頃進水式を行ふてフェイインと命名したるよし又英國政府は東洋艦隊に貯藏艦（Stone Ship）を備ふるみとしし地中海の同艦ハムバー號を以て之に宛てたるに付き地中海へは更にタイン號を補欠と定めたりと次に獨逸の獨埃汽船會社はフレンスブルフ造船所に於て新造せしフレンスブルフ號を增したり同船は六千噸、十六ノットの速力なりと

○久保岐阜縣書記官の非職に就て　岐阜縣書記官久保鐵之氏が非職となりたる事實を聞くに當初木曾川改修工事の受負者は藤田捨次郎なる者にして着手後見込の立たざるが如くなりたるより同縣安八郡三郷村早川周造、同郡四郷村片野篤二の兩人に金主たらんみとを話し込みたる處兩人は受負を讓り受くるならば可なれども單に金主たる能はずとの事なるより遂に受負人の名義書換をなさんとせし處久保書記官は之を以て請負規則第十條に抵觸するものとなして許可せざるより藤田と早川片野との間は破談となりたり然るに其後藤田は更に愛知縣第三區撰出代議士江崎均氏に受負の讓渡をなす事となり同縣第五區撰出代議士伊藤春太郎氏も亦此事に關係し名義書換を出願したるに此度は何事もなく許可を得たりしを以て是より種々の風説をなすものあり而して久保書記官が之を許可するに當り知事に向ひ其受負人の名義は變更するも其事業は繼續せしむる者にして成功期の如きは無論當初の契約通りになす者なれば今更ら其許可を與へ難しと

更に他人に請負はしむ急工事の成功を遲延せるにぞ知事も殆と同感事の上京中名義書換と共に前契約には成變更しある事を發見しとして斯く久保氏の非均氏も契約の義務を欠其受負を取消されたり

○暴風は强敵よりよりも損害を受くるみものながら尚ほ且つ暴す西班牙は今みを國勢海上の覇權を握り海軍十六世紀の始めより今だ暴風の爲め沈没したる國新聞に其重なる遭難千五百十八年ドン ユーとしてアルヨール（北したる艦隊は暴風の爲は悉く海底の藻屑となせし時マロッコの沖に溺死せり

千五百四十一年チャー千五百六十二年水師提オラン（アルヨースの内二十艘沈没して同將軍墜年末の暴風の時カヂ切りたる軍艦十五艘沈千五百八十八年英國を有名のアルマダ艦隊は峽に於て百三十艘の内死して其數一萬四千人千五百九十年墨西哥海ナヴルロ提督の艦隊の其後六年にしてマルチ爲めビスケー灣（西班牙撃いて間もなく提督サに於て部下十艘の軍艦夫れより久しく過ぎてヨース ヒザロー將以上は孰れも舊時に屬難なれども最近百二十得べし即ち其間に西班鬪艦十二艘一等帆走艦フリゲート艦二十三艘等を合して百餘艘乘組なりしと云ふ

○英國の新弗銀と他植民地に於て流通す香港の中川領事より去し來りたる所に據れば銀面には各店舗に於て銀の如きは一見識辨するものあり今般當銀に對しては當植民地印したる英國弗銀は當